

お知らせ

平成 27 年 2 月 17 日  
J Aバンク新潟県信連

## 中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」の認定について

J Aバンク新潟県信連は、平成 27 年 2 月 3 日付で、関東財務局および関東経済産業局より「経営革新等支援機関」の認定を受けましたのでお知らせいたします。

「経営革新等支援機関」は、中小企業経営力強化支援法に基づき、中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等が受けられるために、金融および企業財務に関する専門知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。

当会は「経営革新等支援機関」として認定されたことにより、中小企業・小規模事業者の方々の支援体制を一層強化し、様々な経営課題の解決に向けた提案、情報提供を実施し、地域金融機関としてのコンサルティング機能の発揮に努め、引き続き地域経済の発展に貢献してまいります。

なお、当会が当認定支援機関として取り扱うことができる相談内容は以下の分野となります。

事業計画の策定・実行支援、経営状況の分析、金融・財務、販路開拓、6次産業化事業

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

J Aバンク新潟県信連 融資部 TEL : 025-211-3230

 JAバンク新潟県信連